

歯学生在臨床実習で行う歯科医業の範囲に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

令和3年5月21日に成立した、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号)において、歯科医師法の改正が行われ、共用試験に合格した歯学生は、臨床実習において歯科医師の指導監督の下、歯科医業を行うことができることとされた。

共用試験は、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかを確認しているものであり、臨床上必要な歯学及び口くう衛生に関して、歯科医師として具有すべき知識・技能を確認する歯科医師国家試験とは内容が異なるため、歯科医師の指導監督の下であるとしても、歯学生在臨床実習において行うことができる歯科医業の範囲を制限することは、医療安全や学生保護等の観点から必要であり、政令において、当該範囲を制限することとしている。

本検討会は、歯学生在臨床実習で行うことができる歯科医業の範囲について検討し、整理することを目的に開催する。

2. 検討事項

共用試験に合格した歯学生の臨床実習において、歯学生が行うことができる歯科医業の範囲を検討する。

3. 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- (1) 本検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、原則公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本検討会の庶務は、医政局歯科保健課において行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、本検討会において定める。

(別紙)

歯学生在臨床実習で行う歯科医業の範囲に関する検討会
構成員名簿

氏名	所属・役職
市川 哲雄	徳島大学大学院医歯薬学研究部 教授
尾松 素樹	公益社団法人日本歯科医師会 常務理事
葛西 一貴	日本大学松戸歯学部 特任教授
柑本 美和	東海大学法学部法律学科 教授
小西 靖彦	静岡県立総合病院 院長
高梨 滋雄	高梨滋雄弁護士事務所 弁護士
田口 則宏	鹿児島大学学術研究院医歯学域歯学系 教授
新田 浩	東京医科歯科大学病院 歯科総合診療科 教授
長谷川 篤司	昭和大学歯学部歯科保存学講座総合診療歯科学部門 教授